# I. 介護保険の給付対象となる費用

# 1) 介護保険施設サービス費

### ① 従来型個室

	国 が 定 め る	国が定める負担割合に応じた		
	1日あたりの利用料金	1日あたりの利用者負担額		
	(介護保険施設サービス費 I・i)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	7, 1 7 0 円	7 1 7 円	1, 4 3 4 円	2, 151円
要介護 2	7, 6 3 0 円	7 6 3 円	1,526円	2,289円
要介護 3	8, 2 8 0 円	828円	1,656円	2, 4 8 4 円
要介護 4	8,830円	883円	1,766円	2,649円
要介護 5	9,320円	9 3 2 円	1, 8 6 4 円	2, 796円

# ② 多床室 (2人室 · 4人室)

	国 が 定 め る	国が定める負担割合に応じた		さじ た
	1 日 あ た り の 利 用 料 金	1日あたりの利用者負担額		
	(介護保険施設サービス費 I‐iii )	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	7, 9 3 0 円	7 9 3 円	1, 5 8 6 円	2, 3 7 9 円
要介護 2	8, 4 3 0 円	8 4 3 円	1,686円	2, 5 2 9 円
要介護 3	9,080円	908円	1, 8 1 6 円	2,724円
要介護 4	9,610円	961円	1, 9 2 2 円	2,883円
要介護 5	10,120円	1, 0 1 2 円	2, 0 2 4 円	3,036円

- ※1. 介護保険施設サービス費には、原則として、日常のお薬とオムツの費用が含まれています。
- 2) 主な加算 (国が定める負担割合に応じた、1日あたりのご利用料金)
  - ※2. 下記のほか、ご入所者のご希望や状況等に応じて、該当するする加算を算定する場合があります。

加算項目	国が定める料金	1 割 負 担	2 割負担	3 割負担
初 期 加 算(入所日から30日間)	3 0 0 円	3 0 円	6 0 円	9 0 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円	18円	36円	54円
安全対策体制加算(入所中1回)	200円	20円	4 0 円	6 0 円
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	2, 5 8 0 円	2 5 8 円	5 1 6 円	7 7 4 円
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	2, 000円	200円	400円	600円
認知症短期集中リハビリ実施加算(I)	2, 4 0 0 円	2 4 0 円	4 8 0 円	7 2 0 円
認知症短期集中リハビリ実施加算(Ⅱ)	1, 200円	120円	2 4 0 円	3 6 0 円
科学的介護推進体制加算 ( I )	4 0 0 円	4 0 円	80円	120円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	6 0 0 円	6 0 円	120円	180円
リハビリマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	5 3 0 円	5 3 円	106円	159円
リハビリマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	3 3 0 円	3 3 円	6 6 円	9 9 円
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	5,000円	5 0 0 円	1, 000円	1, 5 0 0 円
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	2, 5 0 0 円	2 5 0 円	500円	7 5 0 円
外泊時費用	3, 6 2 0 円	3 6 2 円	7 2 4 円	1, 0 8 6 円
療 養 食 加 算(1 食 あたり)	6 0 円	6 円	12円	18円
緊 急 時 治 療 管 理	5, 180円	5 1 8 円	1, 0 3 6 円	1, 5 5 4 円
  特定治療	※ 3. 医科	※3. で	※ 3. で算出	※ 3. で算出
17 足	診療報酬点数×10円	算出した額	した額の2倍	した額の3倍
所定疾患施設療養費 (I) 10日間/月	2, 390円	2 3 9 円	4 7 8 円	7 1 7 円
ターミナルケア加算(負担割合が1割の方の場合、最長45日間・合計 9,120円)				
亡くなられた当日	19,000円	1, 9 0 0 円	3, 8 0 0 円	5, 7 0 0 円
亡くなられた日の前日 ・ 前々日	9, 100円	9 1 0 円	1, 8 2 0 円	2, 7 3 0 円
亡くなられた日の30日前 ~ 4日前	1, 6 0 0 円	160円	3 2 0 円	4 8 0 円
亡くなられた日の45日前~30日前	7 2 0 円	7 2 円	0	2 1 6 円

# 3) その他の加算 (国が定める負担割合に応じた、1日あたりのご利用料金)

加算項目	1割負担	2 割 負 担	3 割 負 担
介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 (V)(13)	<b>※ 4</b> .		
※ 4. 介護保険施設サービス費 に	で算出	※4.で算出した額	※4.で算出した額
該当する各種加算を合算した、	した額	の2倍の額	の3倍の額
当月分介護報酬の総額 × 3.1%の額			

# Ⅱ.介護保険の給付対象外の費用

### 1) 全てのご入所者に共通の費用

日用品費	160円
教養娯楽費	150円

2) 利用者負担段階に応じた、1日あたりの利用料金 (負担限度額) ※令和6年8月1日~

利用者負担段階	食費	居	<b>費</b>
利用有其担权陷	及  其	従来型個室	多 床 室
第 1 段 階	3 0 0 円	5 5 0 円	0 円
第 2 段 階	3 9 0 円	5 5 0 円	4 3 0 円
第 3 段 階 - ①	6 5 0 円	1, 3 70円	4 3 0 円
第 3 段 階 - ②	1, 3 6 0 円	1, 3 70円	4 3 0 円
第 4 段 階 (非該当)	1,600円	1, 7 3 0 円	480円

# 対象となる方

- 1. 本人 及び 同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- 2. 別世帯の配偶者(施設入所・世帯分離・事実婚を含む)についても住民税非課税者であること
- 3. 預貯金等の合計額が各利用者負担段階の基準以下であること
- ※ 介護保険料を滞納し、「給付額減額」の措置を受けている期間は対象となりません。

利用者負担段階	対	象とな	<b>なる</b>	方
	・生活保護を受給している方			2,000 万円 以下
第1段階	・住民税非課税である			配偶者がいない方は
	老齢福祉年金を受給している	方		1,000 万円 以下
			本人及び	1,650 万円 以下
第 2 段 階	住民税非課税で、	80 万円 以下の方	配偶者の	配偶者がいない方は
	・前年の課税年金収入額			650 万円 以下
	+	80 万円 を超え	預貯金等の	1,550 万円 以下
第 3 段 階 - ①	・非課税年金収入額	120 万円 以下の方	資産の額	配偶者がいない方は
	+		の合計が	550 万円 以下
	・その他の合計所得金額	120 万円 を		1,500 万円 以下
第 3 段 階 - ②	の合計が	超える方		配偶者がいない方は
				500 万円 以下

# 3) ご希望の方の利用料

	: 個室 及び 2 人室をご利用の場合、1 日あたりの料金	3 8 5 円
理 容 代	: 1回 あたりの料金 ( 毎月 第2 ・ 第4月曜日)	2, 3 0 0 円
電気代	: テレビやラジカセなど、コンセントを電源とする機器、	4 0 円
	1台 あたり、1日の料金	4 0 1 1